

表11 地方公務員育児休業法等の改正に伴う条例等の改正状況  
(平成22年12月1日現在)

1 育児休業等を行うことができる職員の改正

(単位：団体)

区 分	団 体 数	改正団体	未改正団体
都道府県	47	47 (100.0%)	0 (0.0%)
指定都市	19	19 (100.0%)	0 (0.0%)
市区町村	1,731	1,590 (91.9%)	141 (8.1%)
合 計	1,797	1,656 (92.2%)	141 (7.8%)

(注) 1 地方公務員育児休業法の改正(平成22年6月30日施行)により、職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無等の状況にかかわらず、職員は育児休業、育児短時間勤務、部分休業を行うことができることとされたことに伴う条例の規定の整備状況である。

2 ( )内は、団体区分中の割合である。

2 再度の育児休業等を行うことができる特別の事情の改正

(単位：団体)

区 分	団 体 数	改正団体	未改正団体
都道府県	47	45 (95.7%)	2 (4.3%)
指定都市	19	19 (100.0%)	0 (0.0%)
市区町村	1,731	1,583 (91.5%)	148 (8.5%)
合 計	1,797	1,647 (91.7%)	150 (8.3%)

(注) 1 夫婦が交互に育児休業等をしたかどうかにかかわらず、職員が育児休業等計画書を提出して最初の育児休業等をした後3月以上経過した場合に再度の育児休業等を行うことができるとする条例の規定の整備状況である。

2 ( )内は、団体区分中の割合である。

### 3 「産後パパ育休」の対象期間の整備

(単位：団体)

区 分	団 体 数	改正団体	未改正団体
都道府県	47	47 (100.0%)	0 (0.0%)
指定都市	19	19 (100.0%)	0 (0.0%)
市区町村	1,731	1,579 (91.2%)	152 (8.8%)
合 計	1,797	1,645 (91.5%)	152 (8.5%)

(注) 1 地方公務員育児休業法の改正により、子の出生日後、国で定める期間（57日間）を基準として条例で定める期間内に最初の育児休業（いわゆる産後パパ育休）をした職員について、特別の事情がなくとも再度育児休業をすることができることとされたことに伴う条例の規定の整備状況である。

2 ( ) 内は、団体区分中の割合である。

### 4 3歳に満たない子を養育する職員の時間外勤務の免除に係る規則等の整備

(単位：団体)

区 分	団 体 数	整備団体	未整備団体
都道府県	47	47 (100.0%)	0 (0.0%)
指定都市	19	19 (100.0%)	0 (0.0%)
市区町村	1,731	1,534 (88.6%)	197 (11.4%)
合 計	1,797	1,600 (89.0%)	197 (11.0%)

(注) 1 育児・介護休業法の改正（平成22年6月30日施行）により、3歳に満たない子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き所定労働時間を超えて勤務しないことを承認しなければならないこととされたことに伴う規則等の規定の整備状況である。

2 ( ) 内は、団体区分中の割合である。